

事 務 連 絡  
平成 27 年 8 月 10 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局  
医療機器・再生医療等製品担当参事官室

厚生労働省医薬食品局安全対策課

カラーコンタクトレンズの適正使用啓発に関する取組みについて

カラーコンタクトレンズについては、これまで平成 24 年 7 月 18 日付け薬食発 0718 第 15 号「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について」、平成 25 年 6 月 28 日付け薬食発 0628 第 17 号「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について（再周知）」、及び平成 26 年 10 月 1 日付け薬食発 1001 第 3 号「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について（再周知）」において適正使用のお願いをしてきたところですが、今般、一般国民への適正使用に関する情報提供の更なる充実を図るため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において、別添写しのとおり、カラーコンタクトレンズの適正使用の啓発活動に取り組むとの連絡がありましたので、情報提供いたします。

については、貴管内のカラーコンタクトレンズの製造販売業者及び販売業者に対し、周知方ご配慮願います。また、追って PMDA 安全第一部より送付されるパンフレットについて、貴管内で開催されるイベント等、一般の方に広く周知される機会に活用していただき、その他啓発資材についても適宜ご活用いただけますよう、よろしく願いいたします。



(別添)

事務連絡  
平成27年8月10日

厚生労働省医薬食品局安全対策課 御中

独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全第一部

### カラーコンタクトレンズの適正使用に関する啓発活動について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）の業務に関して、日頃から御理解、御協力をいただき有難うございます。

PMDA では、いわゆる「おしゃれ用カラーコンタクトレンズ」の適正使用の徹底のため、主たる利用者である若い女性をメインターゲットに、下記1の啓発内容について、下記2の啓発活動を行うことといたしました。

つきましては、下記3を参考に適正使用に関する情報提供にご活用いただくよう、関係機関及び関係団体に対して周知くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 啓発内容

以下の適正使用の周知徹底を行います。

- ①購入前は、眼科へ行こう
- ②添付文書をよく読んで正しく使おう
- ③装用期間を守ろう
- ④異常があったら、すぐに眼科へ行こう
- ⑤友達との貸し借りはやめよう
- ⑥ケア用品を使ってケアしよう
- ⑦定期検査は必ず受けよう

#### 2. 啓発活動

- ・ PMDA ウェブサイトに特設サイトを開設 <http://www.pmda.go.jp/eyecare>  
適正使用啓発のための動画やパンフレットの掲載
- ・ Youtube への適正使用啓発動画の掲載

- ・適正使用啓発パンフレット等の配布

東京都渋谷区神宮前竹下通り（平成 27 年 8 月 19 日から配布終了まで） ほか

- ・ JR 渋谷駅構内におけるポスター掲示（8 月 17 日～8 月 23 日）

### 3. 啓発資材の活用方法及び留意点

#### (1) PMDA 特設サイトへのリンクの設置

PMDA 特設サイトへのリンクを設置し、同サイトへ誘導することにより適正使用のための情報提供にご活用ください。

なお、リンク先 URL は必ず (<http://www.pmda.go.jp/eyecare>) をお願いいたします。また、リンク用のバナーをご希望の場合は、PMDA 安全第一部医療機器安全課までご連絡ください。

#### (2) パンフレットの配布

PMDA 特設サイトに適正使用啓発パンフレットを掲載しています。ダウンロードして A4 用紙に印刷し、カラーコンタクトレンズ販売の際の説明等にご活用ください。

#### (3) 留意点

PMDA 特設サイトのリンクを設置すること等により、PMDA が製品の効能・効果、安全性を保証している、あるいは、PMDA が当該サイトや販売業者等を保証していると消費者に誤解を与えるような表現をとらないでください。

また、リンクを設置した際には、リンク設置ページの URL 及びリンク先が PMDA 特設サイトである旨を PMDA 安全第一部医療機器安全課までご連絡ください。

#### (4) 連絡先

PMDA 安全第一部医療機器安全課

E-mail: [kiki-anzen@pmda.go.jp](mailto:kiki-anzen@pmda.go.jp)

事 務 連 絡  
平成 27 年 8 月 10 日

一般社団法人 日本コンタクトレンズ協会 御中

厚生労働省医薬食品局  
医療機器・再生医療等製品担当参事官室

厚生労働省医薬食品局安全対策課

#### カラーコンタクトレンズの適正使用啓発に関する取組みについて

カラーコンタクトレンズについては、これまで平成 24 年 7 月 18 日付け薬食発 0718 第 15 号「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について」、平成 25 年 6 月 28 日付け薬食発 0628 第 17 号「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について（再周知）」、及び平成 26 年 10 月 1 日付け薬食発 1001 第 3 号「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について（再周知）」において都道府県を通じ適正使用のお願いをしてきたところですが、今般、一般国民への適正使用に関する情報提供の更なる充実を図るため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において、別添写しのとおり、カラーコンタクトレンズの適正使用の啓発活動に取り組むとの連絡がありましたので、情報提供いたします。

については貴会に所属する製造販売業者及び販売業者におかれましては、カラーコンタクトレンズの製造販売時に PMDA において作成された啓発資材を活用していただき、カラーコンタクトレンズの適正使用の啓発に役立てていただけますよう、周知方お願いいたします。

事 務 連 絡  
平成 27 年 8 月 10 日

(別記 1) 御中

厚生労働省医薬食品局  
医療機器・再生医療等製品担当参事官室

厚生労働省医薬食品局安全対策課

カラーコンタクトレンズの適正使用啓発に関する取組みについて

カラーコンタクトレンズについては、これまで平成 24 年 7 月 18 日付け薬食発 0718 第 15 号「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について」、平成 25 年 6 月 28 日付け薬食発 0628 第 17 号「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について（再周知）」、及び平成 26 年 10 月 1 日付け薬食発 1001 第 3 号「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について（再周知）」において適正使用のお願いをしてきたところですが、今般、一般国民への適正使用に関する情報提供の更なる充実を図るため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において、別添写しのとおり、カラーコンタクトレンズの適正使用の啓発活動に取り組むとの連絡があり、都道府県衛生主管部（局）あて事務連絡しましたので、情報提供いたします。

については、PMDAにおいて作成された啓発資材を活用していただき、カラーコンタクトレンズの適正使用の啓発に役立てていただけますよう、関係者へ周知方お願いいたします。

(別記1)

消費者庁 消費者安全課

内閣府 消費者委員会事務局

文部科学省 スポーツ・青年局 学校健康教育課

独立行政法人 国民生活センター 商品テスト部

事 務 連 絡  
平成 27 年 8 月 10 日

(別記2) 御中

厚生労働省医薬食品局  
医療機器・再生医療等製品担当参事官室

厚生労働省医薬食品局安全対策課

カラーコンタクトレンズの適正使用啓発に関する取組みについて

標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）あてに事務連絡したので、御了知の上、関係者に対し周知方よろしく御配慮願います。

(別記2)

公益財団法人日本眼科学会

公益社団法人日本眼科医会

日本眼感染症学会

日本コンタクトレンズ学会

一般社団法人 医療機器産業連合会

米国医療機器・IVD工業会

欧州ビジネス協会医療機器委員会